

防犯わかやま

令和5年10月

No. 152



© SUSUMU MATSUSHITA ENTERPRISE
防犯マスコット「CPくん」

編集発行所

・公益財団法人和歌山県
防犯協議会連合会
・和歌山県風俗環境
浄化協会
和歌山市雑賀屋町7番地
電話(073)436-1175

印刷所 辻本印刷所

和歌山県の犯罪



令和5年上半期(1月～6月)の県内の刑法犯認知件数は2,035件で、
昨年と同じ時期と比べて554件増加しています。

安全で安心な和歌山県をつくるため、警察や関係機関・団体、防犯ボランティア等の連携とともに、県民の皆様の御理解・御協力が重要です。

～ 被害に遭わないために一人一人ができる対策を ～

自転車盗

刑法犯認知件数のうち、昨年と比べて最も増加した犯罪(手口)は自転車盗で、330件(前年同期比+183件)発生しており、そのうち約8割が無施錠で被害に遭っています。

また、被害者の半数以上(171件)が小中高生となっています。



鍵かけによる対策

- 1 自転車を離れる際は、必ず鍵をかけましょう！
- 2 ワイヤー錠などを利用する2ロックを推奨しています！
- 3 自転車やバイクなどの乗り物に限らず、自宅を離れる際にも確実に鍵をかけましょう！

特殊詐欺

上半期(1月～6月)は、特殊詐欺の被害が55件(前年同期比+14件)発生しています。
特殊詐欺被害の多くは、犯人から架かってくる電話に出てしまうことが、きっかけとなっています。

留守番電話の常時設定、迷惑電話防止機能付き電話機の設置、NTT西日本の特殊詐欺対策サービスなどを利用し、犯人からの電話に出ない、被害に遭わない対策を行いましょう。



騙されないための対策

対策その1

知らない番号(知らない相手)からの電話に出ない！
お金やキャッシュカードの話ができれば、電話を切る！
電話を切ったら、ちょっと確認電話でまず確認！

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル
ちょっと確認電話 0120-508-878

これは わなや

対策その2

NTT西日本が特殊詐欺対策サービスを実施中！

- ① ナンバー・ディスプレイおよびナンバー・リクエストの高齢者(70歳以上または70歳以上の方と同居している契約者)に対する無償化受付
- ② 特殊詐欺対策サービス(特殊詐欺解析AI)の無償提供
- ③ 電話番号の変更に係る工事費の無償受付



詳しくは、下記お問合せ先まで
NTT西日本特殊詐欺対策ダイヤル 0120-931-965
(営業時間 午前9時～午後5時 年末年始12/29～1/3除く)

10

月11日(水)～同月20日(金) 毎年10月11日から10月20日までを「全国地域安全運動」期間とし、防犯協会をはじめ、関係機関・団体・警察が協力して地域安全活動を強化します。

安全安心なまちづくり

お読みになったら
ご近所へ回覧を！

回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

STOP！ ネット犯罪！

子供の性が狙われています！

多くの子供が、スマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機等で簡単にインターネット（以下「ネット」と略します。）を利用するようになり、年々、増加している犯罪が、子供の性を狙った「児童ポルノ」・「児童買春」事犯です。



児童ポルノ事犯、児童買春事犯とは

※「児童ポルノ」事犯とは、子供の裸の写真などを撮ったり、ネット上に掲示する等他人に見せびらかしたり渡したりする犯罪です。持っていてはいけません。

被害の多くは、SNS等ネット上で知り合った相手を信用し、又は脅されて、子供が自分で自分の裸の写真を撮り（自画撮り）、相手に画像を送ってしまうものです。



※「児童買春（かいしゅん）」事犯とは、お金を払って児童と性的行為をする犯罪です。

多くはネット上の「SNS」や「マッチングアプリ」等を使って、子供が、自ら援助交際を求めることによるものです。

ネット内で出会いを求める子供の多くは、現実の社会の中に居場所を見いだせない場合も多く、保護者やまわりの大人が子供の些細な変化を見逃さないことが大切です。

被害防止には「フィルタリング」が重要

子供をこれらの被害から守るためには、「フィルタリング」を利用することが重要です。

「フィルタリング」とは、ネット上の有害サイトへのアクセスを制限する機能です。

18歳未満の子供が携帯電話等を利用する際、法律で原則として「フィルタリング」の利用が義務づけられています。

「フィルタリング」を必ず利用し、

子供が有害なサイトにアクセスできないようにして、守りましょう。

家庭でも携帯電話利用のルール作りをして、子供を被害者にも加害者にもしない対策をしましょう。



「闇バイト」はアルバイトではなく犯罪です！

「闇バイト」で最も多く見られる基本的パターンは①自らSNSで「高額報酬」等を検索・応募、②犯行グループから連絡が入り、以降、匿名性の高いアプリでやりとり、③犯行グループに言われるがまま個人情報を送信、④犯罪行為への加担を拒否すれば犯行グループが個人情報を基に脅迫、という流れになります。たった一度でも手を染めれば、警察に検挙されるまで犯罪行為に加担させられます。単なる「捨て駒」として利用されるだけです。「闇バイト」に応募しないで！



子供悩み相談

☆ ヤングテレホン・いじめ110番

☎ 073-425-7867

✉ メールアドレス

e8205001@pref.wakayama.lg.jp



身近に迫るサイバー犯罪について

今や、インターネットは社会生活に必要不可欠なツールとして普及しており、インターネットのない生活は考えられなくなっております。

一方で、サイバー犯罪の手口はますます巧妙化し、犯罪者は手を替え品を替え仕掛けてきます。

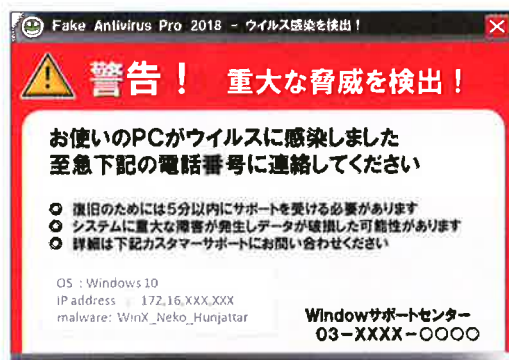
そういった状況ですが、被害を最小限に抑えるために、未だなくならない比較的多い手口を紹介します。

1 サポート詐欺

インターネット閲覧中に突然画面に右図のような画面が出て「×」ボタンを押しても消えなくなったり、警告音が鳴り響いたりします。

慌てて記載の電話番号に電話をかけてしまうと、電話口にはオペレーター（多くの場合、片言の日本語を話す）が出て、色々指示をしてくれます。

それらの指示では、遠隔操作ソフトをインストールさせられたり、修理を装って何らかの作業を行っているかのように見えるのですが、それらは偽装で修理などはしておらず、結局何もしていないのにウイルス除去などサポート名目で料金を請求され、コンビニ等で購入出来る電子マネーなどの番号を送らされて騙し取られるといった被害に遭うというものです。



2 フィッシング（スミッシング）

「セキュリティ警告」や「再認証」、「荷物の配送」などの理由で、サービスを利用する際に必要な認証情報（ID・パスワード）などの入力を求める偽のサイトへ誘導され、信じた利用者が情報を入力してしまうとそのまま情報を抜き取られてしまうものです。手口としては



- ① 「セキュリティ警告」や「再認証」などと書かれた電子メールやSMS（電話番号のメール）が届く
 - ② 届いたメールには、偽サイトへのリンクが貼られている
 - ③ アクセスすると本物そっくりな偽のサイトが表示される
 - ④ 必要な作業と信じ、個人情報などを入力してしまう
- といった流れになります。



また他に、氏名や住所・生年月日・クレジットカード番号・ワンタイムパスワードなどを求められる場合もあり、手口はますます巧妙化している状況にあります。

★ 対策

～万が一、上記のような状況になったら～

「1」の場合 …… 表示が出ても電話を架けない。電子マネーを支払わない。

「2」の場合 …… メールに書かれたリンク先へのアクセスはしない。

誤ってアクセスしても、うかつに個人情報などを入力しない。

また、OS・ソフト等は最新の状態に保つことやウイルス対策ソフトの導入も忘れずに！！

手口を知ること、被害を最小限に抑えることが出来ると思います。

是非この機会に、他人事と思わずに被害防止に向けて意識を高めていきましょう！！

○役員改正○

(公財)和歌山県防犯協議会連合会では、評議員会を経て一部役員の改選を行いました。

新しい役員体制は、次のとおりです。

理 事 (10名)

きのくに信用金庫	理事長	田谷 節朗 (会長)
和歌山県市長会	副会長 (御坊市長)	三浦 源吾
和歌山県町村会	会長 (九度山町長)	岡本 章
和歌山県農業協同組合中央会	専務理事	前田 年史
(一社)和歌山銀行協会	専務理事	日野 和彦
(株)オークワ	グループ法務渉外部長	徳田 太志
和歌山県遊技業協同組合	専務理事	中島 康仁

和歌山市木本地区地域安全推進員会 会長

野畑 久則

和歌山県警察本部 生活安全企画課長 大野 薫

(公財)和歌山県防犯協議会連合会 事務局長

龍田 清治

監 事 (2名)

和歌山県市長会 事務局長

原田 武男

和歌山県信用金庫協会 監事

緒方 公一

ポスター・標語・ 青パト写真の 募集結果

令和5年度の全国地域安全運動用ポスター、標語並びに青パト写真について、応募をいただき、ありがとうございました。残念ながら、本県からの作品は入選に至りませんでした。今後も、たくさんの応募をいただきますよう、よろしくお願いします。

風俗営業管理者の皆さんへ 管理者講習の確実な受講を！

風俗営業管理者講習は、概ね年7回、県内4地区の会場で、振り分けて行われます。

実施予定期日の30日前までに葉書で通知されます。通知を受けたときは必ず受講してください。

- 講習は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、「**風俗営業者は、管理者講習の通知を受けたときは、管理者に講習を受けさせなければならない。**」と規定され、風俗営業者の**義務**とされています。
- 講習は、管理者として選任された日から「**概ね3年ごとに1回**」受講しなければなりません。
- 通知を受けたにもかかわらず、病気やその他の理由により受講することができない場合は、実施予定期日の**10日前**までに、理由等を記載した書面を和歌山県公安委員会(許可を受けた警察署経由)に提出してください。
- ◆ 再三の通知を受けても受講しない場合は、行政処分を受ける場合があります。
- ◆ 管理者を変更した場合は、14日以内に許可を受けた警察署に届出てください。

※風俗営業管理者とは？

風俗営業管理者は営業所における業務の実施を統括、管理する者の中から管理者を一人決めなければなりません。一般的には、店長や支配人が該当します。責任を負うことができないアルバイト、店員等は管理者となることができません。

～和歌山県風俗環境浄化協会～

「賛助会員」「寄付金」を募集しています。

公益財団法人和歌山県防犯協会連合会(県防連)では犯罪防止、青少年の非行防止、覚せい剤等薬物乱用防止、風俗環境の浄化などに取り組んでいます。

その趣旨に賛同頂ける「賛助会員」「寄付金」を募集しています。

賛助会費(年会費)は、1口5,000円からです。

- * 公益法人への賛助会費及び寄付金は、税制上の優遇措置が受けることができます。賛助会員及び寄付については、当連合会事務局までご連絡下さい。

☎073-436-1175

